



民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に変わります。成年になると変わることを、気を付けてほしいことを紹介します。

消費生活センター(☎225-3300、☎221-6282)

4月1日から

成年年齢が18歳になります



今年成年年齢を迎える市立大学生の森和音さん(19)、森川凜空さん(18)、時重咲良さん(19)、山田ローランド尚吾さん(18)、小倉楓花さん(19)(左から) ※撮影時のみマスクを外しています

成年になったらできること

- 親の同意なしの契約
携帯電話の契約、クレジットカードを作る、ローンを組む、部屋の賃貸 など
- 住む場所や進学・就職などの意思決定

● 結婚

男女とも婚姻開始年齢が18歳になります

● 10年有効パスポートの取得 など

※飲酒や喫煙、公営ギャンブルは20歳にならないとできません

契約ごとはよく考えて、慎重に



もうすぐ私も成人!と、楽しみもいっぱいですが、契約には法的な拘束力があって、一度契約が成立すると、簡単に解消することはできなくなります。内容やリスクを十分に理解し、本当に必要なか、無理なく支払えるかなど、よく考えて、慎重に行いたいと思います。

気をつけて! 若者を狙う悪質商法

キャッチセールス

● 路上で声を掛けられてもついていけない
● 「まずい」と思ったらその場から逃げる

お試し商法

● 契約内容、解約条件を確認
● 「無料」「タダ」などの極端な安さに注意

サイドビジネス商法

● 「簡単」「高収入」などの言葉を安易に信用しない
● 疑問を感じたら連絡しない

架空請求

● 身に覚えのない請求は無視
● 記載されている連絡先に自分から連絡しない

生年月日	成年になる日	成年年齢
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～16年4月1日		18歳
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

消費生活センターに相談を

消費生活センター(中区基町6-27 アクア広島センター街8階 困(火))では、市民の消費生活に関わる相談を受け付け、事業者との交渉方法の助言などトラブル解決の手助けをします。「困ったな」「どうしよう」と思ったときは、同センターや右記相談先に相談しましょう。相談は無料、秘密は厳守します。

契約トラブルなど消費生活の相談

消費者ホットライン
☎188

全国共通。音声ガイダンスにより最寄りの相談窓口につながります

この記事は、主に右記SDGsのゴールの達成に役立つものです。
【SDGs…持続可能な開発目標】

